

八幡平市監査委員告示第6号

令和4年3月14日付け八監査第151401号の財政援助団体等監査の結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年6月17日

八幡平市監査委員 村 山 巧  
八幡平市監査委員 岩 根 修 象

措置内容 別紙のとおり

財政援助団体等監査指摘事項の措置状況通知書

地域福祉課

令和3年12月17日監査実施

指摘事項	措置状況	再発防止策	改善、検討措置の実施等年月日
<p>田頭学童保育クラブ外5施設指定管理業務について</p> <p>ア 学童保育クラブに係る指定管理料の残金の会計処理について【指摘事項】</p> <p>当該法人が管理運営する学童保育クラブは、田頭、寺田、松野、寄木、柏台、あしろ、平館、田山の8つであるが、このうち平館と田山の2つは、別途、市からの業務委託により運営され、残りの6つが市の指定管理料により管理運営されている。令和2年度の指定管理料の合計額は37,089,000円で、その精算額は36,974,654円となり、差し引き114,346円の残金が生じている。他方、2つの学童保育クラブの委託料の合計額は11,740,000円で、その精算額は12,128,865円となり、388,865円の赤字となっている。令和2年度の指定管理料に係る「学童保育クラブの管理に関する年度協定書」の第4条第2項には、精算残金を市に返還しなければならない旨規定されているにもかかわらず、当該法人は、前者の指定管理料の残金114,346円を后者の委託料の赤字分388,865円の補填財源の一部（残りは自己資金）として会計処理を行っている。そもそも、指定管理と業務委託によるそれぞれの管理運営費は、その会計処理と精算を別々に行わなければならないものであり、これは明らかに不適切である。当該法人は、指定管理料の残金114,346円を速やかに市に返還する必要がある。また、当該指定管理及び委託業務の主管課である地域福祉課においては、このような事態に</p>	<p>学童保育クラブに係る指定管理料の残金の会計処理について、指摘事項のとおり指定管理業務と委託業務は別々に行うべき会計処理であることから、当該法人に対し令和4年3月22日付けで残金114,346円の返還が指導しました。</p> <p>令和4年4月5日付けで一般会計に返還金の入金があったことを確認しています。</p>	<p>今回、市の法人に対するチェックの甘さや不適切な指導が指摘されたことから、今後、複数名でチェックを行い、疑義等が発生し、指導する際は口頭だけでなく、書面でも行うこととし、内容を共有することで適切な指導を行います。</p>	<p>令和4年 3月22日</p>

至った経緯を検証したうえで、再発防止を徹底するとともに、指定管理業務及び委託業務の適切な執行に努めること。

--	--	--	--